## 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

項	揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準(ppmC)	
	揮発性有機化合物を溶剤として使	送風機の送風能力が		
1	用する化学製品の製造の用に供す	3,000 ㎡∕時以上のもの	600	
	る乾燥施設			
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限	排風機の排風能力が	自動車の製造の用に供する	400
	る。)	100,000 ㎡/時以上のも	もの	(既設700)
		の	その他のもの	700
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗	送風機の送風能力が	木材・木製品(家具を含む。)	1, 000
	装及び電着塗装に係るものを除	10,000 m / 時以上のもの	の製造の用に供するもの	1,000
	< ₀)		その他のもの	600
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ	送風機の送風能力が		
	若しくは粘着シート、はく離紙又は	5,000 m³/時以上のもの	1, 400	
	包装材料(合成樹脂を積層するもの			
	に限る。)の製造に係る接着の用に			
	供する乾燥施設			
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に	送風機の送風能力が		
	掲げるもの及び木材又は木製品(家	15,000 m / 時以上のもの	1, 400	
	具を含む。)の製造の用に供するも			
	のを除く。)			
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセ	送風機の送風能力が	400	
	ット輪転印刷に係るものに限る。)	7,000 m / 時以上のもの		
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビ	送風機の送風能力が	700	
	ア印刷に係るものに限る。)	27,000 ㎡/時以上のもの		
8	工業の用に供する揮発性有機化合	洗浄施設において揮発性		
	物による洗浄施設(当該洗浄施設に	有機化合物が空気に接す	400	
	おいて洗浄の用に供した揮発性有	る面の面積が 5 ㎡以上の		
	機化合物を蒸発させるための乾燥	もの		
	施設を含む。)			
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温	容量が 1,000kL 以上のも		
	度 37.8 度において蒸気圧が 20kPa	の	60, 000	
	を超える揮発性有機化合物の貯蔵		(既設は容量が 2,000kL 以上のものにつ	
	タンク(密閉式及び浮屋根式(内部		いて適用)	
	浮屋根式を含む。)のものを除く。)			

## (備考)

- 乾燥施設は揮発性有機化合物を蒸発させるものに限る。
- ・ 「送風機の送風能力」は、送風機が設置されていない施設の場合には、「排風機の排風能力」とする。
- ・ 「ppmC」は、排出ガス中の揮発性有機化合物を炭素数が1の揮発性有機化合物の量に換算した濃度(容量比百万分率)